

令和7年度「観光コンテンツ造成・磨き上げ支援事業」実施要領

1 目的

観光コンテンツの造成、磨き上げを行う市内観光関連事業者を支援することで、市内誘客への動機づけや来訪後の滞在時間の延長による観光消費額の拡大を図ります。

2 補助対象事業者の要件

以下の要件をすべて満たす者を本補助金の補助対象事業者とします。

- ・本市に所在又は主たる事業所等を有する民間事業者等
- ・長岡観光コンベンション協会又は市内の地域観光協会と連携すること。
- ・運営費に対し、市から補助金又は負担金が交付されていないこと。
- ・申請団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団及び暴力団員が、申請団体及びその構成員の経営に実質的に関与していないこと。

3 補助内容

(1) 補助対象事業

以下の要件をすべて満たす事業を本事業の補助対象とします。

- ・新たな観光コンテンツの造成（現状調査・分析等の準備段階を含む）又は既存の観光コンテンツの磨き上げを図る取組であること。
- ・観光消費額の拡大につながる取組であること。
- ・長岡観光コンベンション協会又は市内の地域観光協会と連携して実施する取組であること。
- ・令和7年6月11日（水）から令和8年3月10日（火）までの間に実施する取組であること。
- ・本事業終了以降も販売又は継続的に実施することを前提とした取組であること。（単発イベントの実施等は対象外）
- ・国や新潟県等他の公共団体等による補助等を受けていない取組であること。

ただし、政治的又は宗教的な活動を目的とした事業については、補助対象外とします。

(2) 補助額

本補助金の補助率及び補助上限額は以下のとおりです。

- ・補助率 補助対象経費 10 分の 10（千円未満切捨）
ただし、補助対象経費が 30 万円を超える場合は、30 万円まで 10/10、30 万円を超える部分について 2 分の 1（千円未満切捨）
- ・補助限度額 50 万円

(3) 補助対象経費

本補助金の補助対象経費は以下のとおりです。

- ・体験コンテンツ・イベント、旅行商品等の企画開発
- ・ワークショップ、協議会等の開催
- ・専門家からの意見聴取
- ・ガイドの育成
- ・造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催
- ・観光コンテンツの造成又は既存の観光コンテンツの磨き上げ等に必要となる備品の購入や設備の導入
- ・その他事務局が必要と認める経費

(4) 補助対象外経費

本補助金の補助対象外となる経費は以下のとおりです。

- ・消費税及び地方消費税（消費税法上における納税事業者とならない事業者、免税事業者、簡易課税事業者を除く）
- ・本事業に直接関係のない経費
- ・交付決定前に発生した経費
- ・事業者における経常的な経費（事務所等に係る家賃、光熱水費、通信料等）
- ・事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・モニターツアー参加者の実施場所への旅費 等

4 申請手続

申請者は、締め切りまでに必要な書類を事務局に提出してください。

(1) 申請期間及び提出先

期 間 令和7年4月10日（木）から令和7年5月20日（火）まで

提出先 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp

(2) 提出書類

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・推薦書
- ・収支予算書

(3) 留意点

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・提出書類に記載する文言や、掲載する写真は公表可能なものを使用してください。

5 審査及び交付決定

(1) 審査方法

提出書類に基づき、事務局による申請内容の審査を行ったうえで結果を通知します。審査にあたっては、必要に応じて、事務局から申請者に対してヒアリングを実施します。また、審査の結果、申請内容の一部が採択されない場合や条件付きでの採択となる場合があります。

(2) 審査基準

以下の観点から審査します。

- ・独自性や新規性があるか
- ・具体性や計画性があるか
- ・次年度以降の事業継続が期待できるか
- ・誘客や消費拡大が期待できるか
- ・令和6年度に本補助金の交付を受けていないか

(3) 交付決定

申請者には、令和7年6月10日（火）までに審査結果（補助金の交付決定又は不交付決定）を通知します。なお、申請額と異なる額で交付決定を行う場合があります。

※ 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

6 実績報告及び支払い

(1) 実績報告書の提出

交付決定を受けた事業が完了した日から20日を経過した日又は令和8年3月10日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

提出先 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

「越後長岡」観光振興委員会 事務局

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp

(2) 額の確定及び支払い

実績報告書の内容を検査した後、補助金の額を確定し通知します。なお、検査の結果、補助金が減額となる場合があります。（領収書等の証拠書類がない場合、補助対象外の経費が含まれている場合など）

補助金は額の確定後、速やかに支払います。

7 その他

- ・補助事業の内容等を変更又は中止する場合は、事前の承認が必要です。所定の「変更・中止申請書」を提出してください。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。
- ・補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金の支払いは行いません。
- ・補助金の交付決定を受けた後に、交付決定額の一部又は全部について概算払いの請求

をすることができます。所定の「概算払請求書」を提出してください。

- 補助事業において備品等を取得した場合には、補助事業が終了した後も、当該備品等を適切に管理しなければなりません。法定耐用年数を経過する前に取得した備品等を処分（転用、譲渡、貸付け、廃棄又は取壊し及び担保に供する処分）しようとするときは、事前の承認が必要です。承認を受けずに処分した場合には、補助金の交付決定を取り消す場合があります
- 同一内容の事業において、国や新潟県等他の公共団体等による補助金が支給されている、または支給されることが確定している場合、補助対象となりませんので、ご注意ください。なお、採択後にその事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の予期できない理由により、本事業の内容を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【連絡先】

「越後長岡」観光振興委員会事務局

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト6階

電話番号 0258-39-2344 FAX 0258-39-3234

Mail kanko@city.nagaoka.lg.jp